参考資料5

その他関連資料

- 〇 京都議定書目標達成計画
- 〇 21世紀環境立国戦略
- 〇 第3次生物多様性国家戦略
- 〇 農林水産省生物多様性戦略
- 〇 バイオマス・ニッポン総合戦略
- 国土形成計画(全国計画)(案)<H20. 2. 13国土審議会答申>
- 国土利用計画(全国計画)(案)<H20. 2. 13国土審議会答申>

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)(抜粋)

第3章目標達成のための対策と施策

第2節1-(1)-①-イ.部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策

- (c) エネルギー管理の徹底等
 - 〇 農林水産業における取組

木質バイオマス利用等の先進的加温設備や脱石油型施設園芸システムの実証・普及、省エネ型設備・機器等の格付認定制度の検討により施設園芸の省エネの推進を図るほか、温室効果ガス排出削減に資する農業機械等の利用促進、バイオディーゼル燃料を農業機械に利用するための地産地消モデルの確立を図る。

製材工場等における木質バイオマス利用施設の整備により省エネの 推進を図る。

発光ダイオード集魚灯、漁船の推進効率の改善などの省エネルギー 化及び新技術を導入した新たな漁船の建造による省エネ型代船取得に より経営転換を促進するとともに、適切な管理・運転についての情報 を提供する。

E. エネルギー転換部門の取組

〇 バイオマス利用の推進

地域に賦存する様々なバイオマス資源を、熱・電力、燃料、素材等に効率的かつ総合的に利活用するシステムを有するバイオマスタウンの構築に向け、情報を発信し、地域活動を促進するとともに、利活用施設の整備、バイオマスエネルギーの変換・利用等の技術開発等を進める。

第2節1-(2)温室効果ガス吸収源対策・施策

① 森林吸収源対策

森林・林業基本法(昭和 39 年法律第 161 号)に基づき 2006 年 9 月に 閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能 の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向け た取組を通じ、森林吸収量の目標である 1,300 万 t-C (4,767 万 t-C02、 基準年総排出量比約 3.8%)の確保を図る必要がある。 森林吸収量については、これまでの水準で森林整備が推移するものとして試算した結果、目標達成のためには、2007年度から6年間にわたり、毎年20万haの追加的な間伐等の森林整備を実施する必要がある。したがって、このための措置が課題となっており、横断的施策の検討も含め、政府一体となった取組及び地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力と多大な努力が必要である。

このため、間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進することとし、横断的施策の検討状況等も踏まえつつ、新たに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の制定や、2007年度から6年間で330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を幅広い国民の理解と協力の下に展開するなど以下に示す施策を通じ、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を官民一体となって着実かつ総合的に推進する。

〇 健全な森林の整備

- ア 新たな法制度等による追加的な間伐等の森林整備対策
- イ 団地的な取組の強化や間伐材の利用促進等による効率的かつ効果 的な間伐の推進
- ウ 長伐期・複層林への誘導
- エ 造林未済地を解消するための対策
- オ 森林整備の基幹的な担い手の確保・育成

〇 保安林等の適切な管理・保全等の推進

- ア 保安林制度による転用規制や伐採規制の適正な運用及び保安林の 計画的指定並びに保護林制度等による適切な森林保全管理の推進
- イ 山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業 の計画的な推進
- ウ 森林病害虫や野生鳥獣による被害防止・防除対策、林野火災予防 対策の推進
- エ 自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の保全管理の強化

〇 国民参加の森林づくり等の推進

ア 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた、企業等によ

る森林づくりの参加促進を始めとする、より広範な主体による森林 づくり活動の推進

- イ 森林ボランティア等の技術向上や安全体制の整備
- ウ 森林環境教育の推進
- エ 国立公園等における森林を含めた動植物の保護等を行うグリーン ワーカー事業の推進
- 〇 木材及び木質バイオマス利用の推進

持続可能な森林経営の推進に寄与するとともに、化石燃料の使用量を抑制し二酸化炭素の排出抑制にも資する、再生産可能な木材の積極的な利用を図るため、以下の措置を講ずる。

- ア 住宅や公共施設等への地域材利用の推進
- イ 地域材実需に結びつく購買層の拡大を図るための消費者対策の推進
- ウ 消費者ニーズに対応できる川上から川下まで連携した生産・流通・加工体制の整備
- エ 林地残材の効率的かつ低コストな収集・運搬システムの確立とエネルギーや製品としての利用の推進

第2節2-(6)国民運動の展開

- 〇 情報提供・普及啓発
 - ・ バイオマスの利活用など地域の活性化にも資する農林水産業を通じた地球環境保全に関する取組を推進する。
 - ・ 吸収源対策としての緑化の重要性を広く普及啓発するため、みどりの月間、都市緑化月間等における国民的緑化運動の展開、緑の募金や都市緑化基金の活用等による民間の森林づくりや緑化活動の促進など、 国民参加型の緑化運動を展開する。
 - ・ 地域材利用の意義等に関する普及啓発活動(木づかい運動)を展開 する。

〇 環境教育等

また、地球温暖化防止に係る森林の機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性、都市緑化の意義等に対する理解を深めるため、森林内や公園緑地等での様々な体験活動などを推進する。

21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)(抜粋)

1-(2)② 持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

さらに、人類の生存基盤である生態系を守るという観点からは、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築が必要である。

3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略

戦略1③ 地球温暖化に関するモニタリング・予測及び適応策の検討等

地球温暖化の科学的な知見の不確実性を低減するため、また、温暖化の影響評価及び適応策を検討するためにも、途上国の能力向上の支援をしつつ、全球地球観測システム (GEOSS) をはじめとする国際的なネットワークにより、地球観測衛星等による環境モニタリングや最先端のシミュレーション技術を利用した将来予測、情報の共有を長期にわたり着実に実施する。

また、我が国においても地球温暖化による影響が顕在化しつつあることから、影響のモニタリング、評価とそれに基づく適応策の検討を行う。

さらに、森林吸収目標(1,300万炭素トン)の達成に向けた対策を着実に推進する。

③ 百年先を見通した我が国の生物多様性の保全

(優れた自然環境をつなぐ生態系ネットワーク構想の推進)

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を有機的につなぐ生態系ネットワーク構想を推進する。具体的には、屋台骨としての国立・国定公園の総点検(制度や区域の見直し等)、保護林や緑の回廊の設定、広葉樹林化等多様な森林づくり、多自然川づくり等の取組を進め、流域圏を基軸として森林、農地、河川、海洋等を連続した空間として積極的に保全・再生する。また、トキやコウノトリ、ツシマヤマネコ等の野生復帰や外来生物対策の実施など、多様な野生生物を育む空間づくりを進める。

戦略6 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり

① 人と自然が元気な郷づくり

(環境保全型農業の推進などによる農林水産業の活性化)

環境に配慮し、多面的機能を発揮する農林水産業は、消費者ニーズにも対応した安全な 農産物の生産に資するものであり、人間にとっても他の生物にとっても豊かで住みやす い環境を提供する。このため、過疎化が進みつつある農山村において、有機農業を始め とする環境保全型農業を推進し、自然の恵みを活かした農林水産業の活性化の取組を積極的に展開する。

また、水田等の農地のほか、雑木林、草原、ため池、用水路など多様な環境の組み合わせが多くの生き物をはぐくんでいることから、耕作放棄地対策、鳥獣害に強い地域づくり、多様で健全な森林づくり、地域条件や環境に配慮した農地や水路等の整備、農地・農業用水等の適切な保全などを進める。

(自然を活かした都市と農山漁村の交流の展開)

エコツーリズムやグリーンツーリズム、森林セラピーの活用、魅力ある温泉地や自然と のふれあいの場づくり等により、自然を活かした都市と農山漁村の交流を促進し、地域 の自然資源を活かした郷づくりを進める。

④ 緑豊かな国土の保全に向けた美しい森林づくり

(「美しい森林づくり推進国民運動」の展開)

我が国は、世界有数の緑豊かな森林国であり、この森林を守り育てることは、未来に向け、国土を守り、豊かな水を育み、良好な地球環境を形成し、様々な生物を保全することにつながり、二酸化炭素の吸収源としての機能を拡大することにも寄与する。国土の約3分の2を占める森林が「美しい国づくり」の礎となるよう、間伐の実施や、100年先を見通した多様な森林づくりを目標とした「美しい森林づくり推進国民運動」を展開する。

(国産材利用を通じた適切な森林整備の推進)

施業の集約化・低コスト化や流通の効率化など生産サイドの構造改革を進めるとともに、 国産材使用の意義を広め、身近な空間に積極的に木材を利用すること等を通じて、実需 の拡大につなげる「木づかい運動」を展開するなど国産材利用の推進を図ることによっ て、間伐等の採算性を高め、適切な森林整備を進める。

(森林を支える活き活きとした担い手・地域づくり)

「緑の雇用」等の推進により、森林の整備・保全を担う人材の確保・育成を進めるほか、 優れた自然などの山村特有の資源を保全するとともに、これらを活用したニュービジネ スの創出等を推進することにより、森林を支える山村地域の活性化を図る。

(都市住民、企業等による森林づくりへの幅広い参画)

企業や NPO、都市住民等幅広い主体によるボランタリーな森林づくりを推進するとともに、森林を活用した環境教育等を通じた国民の森林に対する理解の醸成を図る。

第3次生物多様性国家戦略 (第2部第1章第5節 森林)

(地域空間施策)

第5節 森林

(基本的考え方)

わが国の国土の3分の2を占める森林は、遺伝子や種のレベルにおいて多種多様な動物、植物や土壌生物が生息・生育し、立地状況や気象状況などの環境とともに多様で複雑な生態系を構成しており、生物多様性の保全において重要な要素となっています。また、地球温暖化対策における二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての役割や気候の安定化、土砂流出の防止、水源のかん養や循環型資源である木材などの供給源、遺伝資源の宝庫として人間の生存にとって欠くことのできない環境の基盤であるとともに、人類の生存基盤でもあります。さらに、わが国においては、森林に対する国民の多様なニーズとして環境教育や健康づくりの場としての利用など、癒しの場、文化的基盤としての役割も求められています。

森林生態系の生産力に基礎を置く林業は、植栽、下刈り、間伐といった適切な施業などを通 じ、生物多様性保全を含む森林の有する多面的な機能を発揮させるという役割を有するととも に、それにより産出される木材は、環境への負荷が小さく、長期的かつ多段階にわたり有効利 用することは、持続可能な社会の実現に資するものであります。

森林の育成には非常に長期間を要し、その成長過程で草本、中低木から高木までを含む多様な環境が形成され、これに合わせて森林内の野生動植物の生息生育環境とともに生物の多様性も変化します。適切な森林整備により病害虫、風雪害などに対して抵抗力の高い健全な森林が育成されるとともに、動植物や生態系の保全に配慮した伐採、更新を通じて多様な林齢の森林を造成することが、生物多様性保全につながります。

子孫にこの大切な森林を引き継ぐことは我々の重要な責務であり、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていく必要があります。このため、多様で健全な森林へ誘導するための整備とともに、森林の保全・管理の推進、生物多様性に配慮した施業の実施などと併せて、担い手の確保や都市と山村の交流などを通じた山村の活性化、企業やNPO などによる森林づくり活動の推進、及び森林・林業の果たす役割や木材利用の意義について国民の理解を深めるための森林環境教育や森林とのふれあいの充実なども重要であり、幅広い国民の理解と協力のもと、官民一体となって総合的に取組む「美しい森林づくり推進国民運動」を推進していく必要があります。また、戦後築き上げてきた人工林を中心に利用可能な資源が増加しており、利用拡大を通じた国内の森林・林業・木材産業の再生を図ることで間伐などの森林の適切な整備・保全を進めていく必要があります。

わが国の国土面積の2割、森林面積の3割を占める国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域に 位置し原生的な天然林から人工林まで多様な森林が広がり、生物多様性を保全し国民が豊かな 暮らしを送るために重要な役割を果たしています。国有林野の管理経営にあたっては、「国民 の森林」として公益的機能の発揮を基本とし、世界自然遺産に登録されるような原生的な天然 生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については「保護林」や「緑の回廊」として貴 重な自然環境の保全・管理を行うとともに、人工林については間伐や針広混交林化などを推進 するなど適切に森林を整備・保全していくことが必要です。あわせて、市民団体などと協働・ 連携しながら地域の特色を活かした森林づくりの取組や、森林とのふれあいの場の提供なども 重要な要素となってきています。

加えて、木材の多くを輸入しているわが国においては、海外における森林の保全や持続可能な森林経営の支援を通じて、地球規模での森林における生物多様性保全に貢献することも重要です。

1. 森林

(施策の概要)

森林は、生物多様性の保全を含む多面的機能を有し、「緑の社会資本」として広く国民に恩恵をもたらしています。また、京都議定書の第1約束期間(2008~2012年)が迫る中、森林整備などによる二酸化炭素吸収量の確保への期待が高まってきているほか、森林環境教育や森林セラピーの場としての期待など、森林に対する国民のニーズは多様化してきています。

「多様な森林づくりの推進]

森林・林業基本法に基づき、平成18 年9月に策定した新たな森林・林業基本計画においては、重視すべき機能に応じて森林を水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材などの生産機能を重視する「資源の循環利用林」に3区分し、その区分にふさわしい森林の整備及び保全を推進することとされ、今後急増していく高齢級の人工林について、生物多様性の保全を含めた森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ、多様化する国民のニーズに応えるため、100年先を見通し、間伐などの推進に加え針広混交林化や広葉樹林化、長伐期化などにより多様で健全な森林へ誘導していく方針のもと、森林計画制度などを通じて各般の施策を推進しているところです。

また、平成19 年 2 月23 日、幅広い国民の理解と協力のもとに、官民一体となった運動として「美しい森林づくり推進国民運動」を展開していくことが関係閣僚の会合において決定され、2007 年~2012 年の6年間で330 万ha の間伐を実施し、さらに、多様な森林づくりを推進することを目標に、①木材利用を通じ適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、②森林を支える活き活きとした担い手・地域づくり、③都市住民や企業など幅広い主体の森林づくりへの参画を総合的に進めていくこととしています。

これらの森林整備を進めるにあたっては、森林に生息・生育する動植物や生態系の保全について配慮した施業を推進します。

[森林の適切な保全・管理の推進]

森林の有する公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林として指定し、立木の伐採や 転用を規制するとともに、荒廃地などにおける治山施設の設置や機能の低下した森林の整備な どを推進します。また、森林病害虫や林野火災による森林被害については、発生状況や地域の 状況を踏まえつつ、森林所有者、地域住民、関係機関などが連携・協力した的確かつ効率的な 対策を推進します。さらに、シカなどの野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施 策との連携を図りつつ、被害や生息の状況を踏まえた広域的かつ効果的な対策を推進するとと もに、野生鳥獣との共存にも配慮した対策を適切に推進します。

[山村の活性化]

わが国の山村は過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然として低位であることから、森林の適切な整備・保全や生物多様性の保全を行うためには、山村地域の活力を維持することが必要です。このため、新規就業者の確保、都市と山村の交流・定住を促進し、山村の活性化を推進します。

[国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進]

企業やNPO などが森林づくりに参加しやすい環境の整備、森林環境教育の推進に必要な人材 の育成や普及啓発、体験活動のためのフィールド提供や技術指導などにより、国民参加の森林 づくりや森林環境教育などの森林の多様な利用を推進します。

[林業・木材産業の発展]

生物多様性などの森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林の適正な整備を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者の負担したコストを回収し、森林の整備及び保全に再投資されることが重要です。

このため、素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の 整備を中心とする構造改革を進め、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の発展を図り ます。

[国有林野の管理経営の推進]

国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域を中心に里山まで全国各地に広く所在しています。

これらは、青森ヒバ、秋田スギ、木曽ヒノキの日本三大美林や魚梁瀬スギ、北海道のエゾマッやトドマツからなる混交林、日本アルプスの山岳地帯、古くは百年以上前から植栽され手入れが行われてきた人工林、京都東山のアカマツ林や薪炭林といった里山林、小笠原諸島固有の生態系を持つ森林、九州綾地方の照葉樹林、そして世界自然遺産にも登録されている屋久島や白神山地、知床半島のような原生的な天然林など多様な森林で構成されており、水源のかん養や山地災害の防止などの役割を果たすとともに、わが国の生物多様性の保全を図るうえでも重要な位置を占めています。

また、近年では、地球温暖化防止や生物多様性の保全など森林に対する国民の期待が多様化しており、国民共通の財産である「国民の森林」として公益的機能の発揮を基本とし、国民が豊かな暮らしを送ることができるよう、国民の多様な意見を聴いて国有林野の管理経営を行っています。

具体的な管理経営にあたっては、重点的に発揮させるべき機能に応じて個々の国有林野を区分し森林の取扱などを定め、これを踏まえて森林の整備・保全を推進するとともに、流域を単位として民有林との連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組などを行います。

特に、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、植物群落の保護などのため特に貴重な森林については「保護林」を設定し、モニタリングなどを行いつつ維持及び保全を図ります。

あわせて、種や遺伝的な多様性を保全するため、「緑の回廊」を設定し保護林相互を連結し

たネットワークの形成を図るとともに、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を推進します。

また、「赤谷プロジェクト」や「綾の照葉樹林プロジェクト」など地域の特色を活かした森林づくりを地域と協働して行う取組を展開します。さらに、国民参加の森林づくりや森林環境教育のためのフィールド提供などにより、森林の多様な利用を推進する取組を行います。あわせて、このような取組を幅広い市民の参画を得て行うことができるよう、「森林環境保全ふれあいセンター」などを通じて地域の活動を支援します。

[世界の持続可能な森林経営の推進]

近年の地球規模での環境問題への関心の高まりから、「持続可能な森林経営」の推進が重要な課題として認識されるようになり、国際的なプロセスにおいて合意された「持続可能な森林経営」の「基準・指標」を用いて世界各国が自国の森林の状況をモニタリングし評価する取組が行われています。

このようなことから、わが国が実施する森林資源調査において、非商業樹種や生物多様性に関するデータについても十分に把握する必要があり、木材生産のみならず、生物の多様性、炭素循環、流域の水資源の保全など、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進します。

また、世界の持続可能な森林経営の推進のため、UNFF などの国際対話への参画、二国間・ 多国間支援などを推進し、地球規模での生物多様性保全に寄与します。

1. 1 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方

(現状と課題)

すべての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、さまざまな面で国民生活の維持・向上に寄与しています。したがって、それぞれの森林について、要請されるさまざまな機能が高度に発揮されるよう、その整備及び保全を進めなければなりません。しかしながら、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁し、高度な経済・文化活動が展開されているわが国においては、個々の森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズなどに応じ、重視すべき機能を考慮しつつ、より適切な森林の整備及び保全を進める必要があります。

また、わが国の森林は、戦後の積極的な人工林造成の結果、量的には充実してきており、今後は、望ましい森林の姿に誘導するため、森林の現況、立地条件、国民のニーズなどを踏まえつつ施業方法を適切に選択し、計画的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。

(具体的施策)

○ 森林・林業基本計画において、「水土保全林」、「森林と人との共生林」並びに「資源の 循環利用林」の3区分の望ましい森林の姿を明らかにするとともに、森林計画制度などを通 じてそれぞれの望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全を推進します。(農林水産省)

3区分ごとの望ましい森林の姿は次のとおりです。

水土保全林の望ましい姿とは、樹木間の空間が確保され適度な光が射し込むことにより下層 植生が生育し、落葉などの有機物が土壌に豊富に供給されており、また、下層植生とともに樹 木の根が深く広く発達することにより土壌を保持する能力に優れ、さらに、水を浸透させる土 壌中のすき間が十分に形成されることにより保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて 土砂の流出及び崩壊を防止する施設などの治山施設が整備されている森林です。

森林と人との共生林の望ましい姿とは、原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息・ 生育に適している森林、街並み、史跡、名勝などと一体となってうるおいのある自然景観や歴 史的風致を構成している森林、騒音や風などを防ぎ生活にうるおいと安心を与える森林、身近 な自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民などに憩いと学びの場を提供している森 林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林です。

資源の循環利用林の望ましい姿とは、樹木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する うえで良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、 一定のまとまりがあり、林道などの基盤施設が適切に整備されている森林です。

○ 3区分の望ましい森林の姿への誘導への考え方を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じて、それぞれの誘導への考え方に基づいた森林の整備及び保全を推進します。 (農林水産省)

3区分ごとの望ましい森林の姿への誘導の考え方は次のとおりです。

水土保全林の望ましい姿への誘導の考え方については、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とするとともに、施業方法別に次のような考え方に基づいて適正な整備及び保全を図ります。

育成複層林施業では、土砂の流出又は崩壊の防止に特に留意して施業すべき針葉樹単層林などについては、既存の立木を上層木として高齢級に移行させつつ抜き伐りを繰り返し、徐々に更新を図るとともに、景観の保全など社会的ニーズや立地条件に応じて天然力を活用した広葉樹の導入による針広混交林化を図ることなどにより複層状態の森林へ誘導して育成管理します。

水土保全機能の発揮のために継続的な育成管理が必要な天然生林については、一部植栽や更 新補助、本数調整や保育などを行うことにより複層状態の森林へ誘導します。

育成単層林施業では、緩傾斜地に位置し比較的高い成長量を有する一定のまとまりのある針 葉樹単層林などについては、面的な広がりやモザイク的な配置に留意し、適切な保育及び間伐 を実施するとともに伐期の長期化を図り単層状態の森林として育成管理します。

水源かん養機能などの発揮の観点から植栽が必要な未立木地や荒廃した林地については、単層状態の森林として整備します。この森林については、十分に成長させた後、必要に応じて長期的に複層状態の森林へ誘導します。

天然生林施業では、主として天然力を活用することによって成立し、水源かん養機能などの 発揮が確保される森林については、必要に応じて更新補助などにより適切に保全管理します。

森林と人との共生林の望ましい姿への誘導の考え方については、自然環境などの保全及び創

出を基本とするとともに、施業方法別に次のような考え方に基づいて適正な整備及び保全を図ります。

天然生林施業では、原生的な自然や自然環境の保全上重要な野生動植物の生息・生育地である森林をはじめ、優れた自然や景観を構成する森林については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図ることなどにより適切に保全管理します。

育成複層林施業では、生活にうるおいとゆとりを与え、自然とのふれあい、野生動物と共存 の場として、継続的な育成管理が必要な都市近郊の森林、里山、奥山などの森林については、 広葉樹と針葉樹の混交を含む複層状態の森林へ誘導します。

育成単層林施業では、里山などの緩傾斜地に存在し、成長量の比較的高い針葉樹単層林などについては、景観などへの影響を配慮した適切な保育及び間伐を基本として、単層状態の森林として育成管理します。

資源の循環利用林の望ましい姿への誘導の考え方については、効率的かつ安定的な木材の供給を基本として施業方法別に次のような考え方に基づいて適正な整備及び保全を図ります。なお、施業方法の選択にあたっては、木材生産コストなどを考慮する必要があります。

育成複層林施業では、成長量が高くない針葉樹単層林などについては、帯状又は群状の抜き 伐りなどにより効率的に複層状態の森林へ誘導して育成管理します。

針葉樹単層林に介在する広葉樹林などの継続的な育成管理が必要な天然生林は、更新補助や 本数調整などにより優良大径木を有する複層状態の森林へ誘導します。

育成単層林施業では、成長量の高い針葉樹単層林などについては、適切な保育及び間伐を基本として、単層状態の森林として育成管理します。

天然生林施業では、尾根筋や沢筋などに存在する育成複層林や育成単層林の周辺に位置し、 主として天然力を活用することによって、健全な状態が維持される森林については、必要に応 じて更新補助などにより適切に保全管理します。

1. 2 多様な森林づくりの推進

(現状と課題)

前森林・林業基本計画のもと、緊急的な間伐への取組には一定の進展が見られたものの、生物多様性などの森林の有する多面的機能の継続的かつ高度な発揮が十分期待できない森林が依然として相当存在し、適切な施業が行われなければこれがさらに拡大していくおそれがあるほか、林地の裸地化防止による水源かん養や土砂の流出の防止といった公益的機能の維持と向上を目的とした育成複層林への誘導も低位にとどまっています。その要因としては、針広混交林や広葉樹林へ誘導する低コスト施業などの多様な施業の方法とその対象地の選択の考え方や技術が十分に浸透しなかったこと、間伐の一層の推進や育成複層林施業などに対応できる効率的な作業システムの導入・普及や路網の整備が不十分であり、路網の配置も効率的な作業システムに完全に対応したものではなかったことなどが考えられます。

今後、わが国の森林資源は高齢級の人工林が増加すると見込まれ、森林に対する国民の二一ズを踏まえた多様な森林整備を推進していくための分岐点となる時期を迎えていることから、森林の有する多面的機能を持続的に発揮できるよう、健全な森林の育成のための間伐はもとより、立地条件や社会的ニーズに応じた多様な森林整備を効率的かつ効果的に推進する必要があ

ります。

また、このような多様な森林づくりを進めていくためには、間伐などの森林整備を行うこと はもとより、木で創られた製品を利用したりするなど、都市住民も含め幅広く国民が、それぞ れの状況に応じて森林づくりに関わっていく必要があります。

(具体的施策)

[広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林への誘導]

○ 広葉樹林化・針広混交林化、長伐期化などによる多様な森林に向けた整備を推進するため、 森林所有者などが施業を選択する際の目安となるよう、施業方法の提示や効率的な施業技術 の体系的な普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成や対象適地 の選定などの取組の推進とその全国的な普及を図るとともに、帯状又は群状の伐採などの効 率的な施業を推進します。また、森林所有者の負担の軽減を図るため、造林・保育の効率化・ 低コスト化を推進するための技術の普及及び定着を図ります。(農林水産省)

「施業の効率的かつ効果的な実施」

- 林道などの路網と高性能林業機械の一体的な組合せによる低コスト・高効率の作業システムの整備、普及及び定着を推進します。 (農林水産省)
- 路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、作業道及び作業 路の適切な組合せによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工すべ ての段階での周囲の環境との調和を図ります。(農林水産省)

[森林整備の適切な実施に必要な地域における活動の確保]

○ 計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、林業事業体などによる森林施業の集約化に必要となる「森林情報の収集活動」、森林所有者などによる森林施業の実施に必要となる「施業実施区域の明確化作業」などの地域における活動を確保するための支援措置を実施します。(農林水産省)

[公的な関与による森林整備の促進]

- 国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力を行っても適正な整備が進み難い森林については、市町村及び都道府県が、森林組合などの林業事業体による施業などの集約化や間伐の効果的な実施を促進します。これによっても適時かつ適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く、その適正な整備が必要な場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、立地条件を踏まえて針広混交林化などを推進します。(農林水産省)
- 植栽が行われない伐採跡地については、その新たな発生を抑制しつつ、早期に適切な更新 を確保するための対策を推進します。 (農林水産省)

「研究・技術開発及び普及]

○ 将来の森林、林業及び木材産業の発展の可能性の基礎となる研究・技術開発及び林木育種

並びにそれらの成果の計画的かつ効果的な普及などを図るため、適切で効率的な森林の整備及び保全、木材産業の競争力の強化などに向け、達成目標などを明確化した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」及び「林木育種戦略」に基づいて、国、独立行政法人が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業などとの産学官連携の強化を図りつ、研究及び技術開発を効率的かつ効果的に推進します。(農林水産省)

〇 研究・技術開発の成果の移転を行い、地域が一体となった森林の整備及び保全や林業生産 活動を促進するため、地域におけるまとめ役となる指導的林業者や施業の集約化に取り組む 林業事業体を対象とした重点的な普及などを、林業普及指導事業を通じて効率的かつ効果的 に推進します。(農林水産省)

「遺伝資源の保存と利用]

- 必要な優良種苗の確保を図るため、採取源の確保、苗木の生産技術の向上などの生産対策 及び流通対策を実施します。 (農林水産省)
- 〇 平成19 年に策定された「林木育種戦略」に基づき、将来にわたって国内の森林を適正に整備・保全していくため、必要な遺伝的特性を持つ品種、国土保全、水源かん養などに資する品種など国民のニーズに対応した新品種の開発を着実に進めるとともに、開発された新品種の普及を図ります。(農林水産省)
- 絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全を図るとともに、林木 の新品種の開発に不可欠な育種素材として利用価値の高い林木遺伝資源などを確保し、その 有効活用を図るため、それら林木遺伝資源の収集・保存、特性評価、情報管理及び配布を行 います。(農林水産省)

[社会的コスト負担]

○ 水源の森づくりなどの森林整備のための社会的コスト負担としては、一般財源による対応 のほか、国及び地方における環境問題に対する税・課徴金などの活用、上下流間の協力によ る基金の造成や分収林契約、森林空間利用などへの利用料金の徴収、ボランティア活動によ る対応などのさまざまなものがありますが、今後、森林の有する多面的機能が持続的に発揮 されるよう、社会経済情勢の変化なども踏まえ、国民の理解を得つつ、地域の状況にも対応 して的確に選択していくことについてさらなる検討を行います。(農林水産省)

[地球温暖化防止への貢献]

- 〇 京都議定書目標達成計画における森林吸収量の目標である1,300 万t-C(炭素トン)程度を確保するため、健全な森林の整備、保安林などの適切な管理・保全などの推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくりの推進などの総合的な取組を、政府、地方公共団体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省) [再掲(2章6節1.1)]
- 森林及び木材利用が地球温暖化の防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討などに積

1. 3 「美しい森林づくり推進国民運動」の推進

(現状と課題)

森林は、生物多様性保全をはじめとするさまざまな公益的機能を有しており、国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を進めることは、「美しい国創り」の礎となるものです。

しかしながら、近年の林業採算性の悪化や山村の活力低下に伴い、間伐などが行われず森林 の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。このような中で、森林の公益的機能の 発揮を図るためには、特に森林の4割を占める育成林について、適切な間伐を実施したうえで 広葉樹林化など多様な森林への誘導を進めていく必要があります。

一方、わが国の森林資源は、戦後築き上げてきた育成林を中心に利用可能な状況になりつつ あり、国際的に木材需要が増大しているなか、適切な間伐などの推進による整備・保全と国産 材の利用拡大を通じた森林・林業の再生を図っていくことが重要です。

このため、関係省庁(内閣官房(地域再生)、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)の連携を図り政府一体となって、「美しい森林づくり」に向けて適切な森林の整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどの取組を、幅広い国民の理解と協力のもと総合的に推進することが重要です。

(具体的施策)

- 所有者への施業提案などによる施業の集約化、高性能林業機械と路網整備の組合せによる 低コスト作業システムの普及・定着、流通の効率化や製材・加工の大規模化などを推進する ことによって、品質・性能の確かな木材製品の安定供給に向けた木材の生産・流通体制の構 造改革を図ります。(関係省庁)
- 住宅分野、エネルギー分野、公共工事などでの木材利用の推進を図ります。また、消費者 ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費者重視の新たな市場の形成と拡大、木の良 さの普及などの取組を推進します。(関係省庁)
- 〇 U・J・I ターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を図ります。また、今後増加する定年退職者などのふるさと回帰に向けた取組と連携した森林整備・保全への担い手の確保・育成を進めます。さらに、森林整備・保全の推進と併せ、境界の整備など森林管理の適正化を図ります。(関係省庁)
- 優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、これらを幅広く活用 した新たな産業の創出や魅力ある地域づくり、山村地域の生活基盤の整備や定住者の受入体 制の整備などを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。(関係省庁)

- 企業やNPO、都市住民などによるボランタリーな森林づくりを促進するとともに、森林環境 教育や森林セラピー、身近な里山林の保全・利用活動などを通じた国民の森林に対する理解 の醸成などを図ることによって、森林整備・保全への幅広い参画を進めます。(関係省庁)
- 森林所有者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体 間の連携を図り、地域ごとに効率的な森林経営を推進します。(関係省庁)

1. 4 森林の適切な保全・管理の推進

(現状と課題)

水源のかん養など、森林の持つ公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林の計画的な指定を進めるとともに、立木の伐採や転用の規制などの適切な運用により保全を図ってきました。

一方、局地的な豪雨などによる山地災害が依然として発生しているほか、多雨年と少雨年の 降水量差が拡大傾向にあることから地域的な洪水や渇水も発生しやすい状況にあります。

また、松くい虫やナラ枯れといったまん延力の強い森林病害虫による被害については、従来 被害がなかった地域において新たな被害が発生する傾向が続いており、林野火災についても、 一度発生すれば森林に著しい被害を与える危険性を有しています。

このため、森林の公益的機能の発揮を通じて国民の安全・安心を確保するため、森林の保全・ 管理が重要となっています。

(具体的施策)

- 特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進 (平成30 年度末計画量1,245万ha) します。また、保安林の機能の十分な保全を図るため、 衛星デジタル画像などを活用し、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理する体 制を整備することにより、保安林の適切な管理を一層推進します。(農林水産省)
- 豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木などによる山地災害を防止し、これによる被害を 最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、治山施設の設置などを推進するとともに、 ダム上流の重要な水源地や集落の水源となっている保安林などにおいて、浸透・保水能力の 高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進し、森林を適切に保全します。(農林水産省)
- 松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や保全すべき松林などの重点化、 地域の自主的な活動との連携協力及びナラ枯れ対策の推進など、森林病害虫防除対策を一層 推進するとともに、林野火災の予防などにより森林の保全を適切に行います。

また、病害虫に対して抵抗性を有する品種の開発及び開発した品種の普及を促進します。 (農林水産省)

1. 5 野生鳥獣による森林被害対策の推進

(現状と課題)

シカやイノシシなどの野生鳥獣については、狩猟者の減少による狩猟圧の低下や小雪暖冬による死亡率の低下などを背景として生息数が全体として増加していることや、山村の過疎化・高齢化などに伴う山村地域における人間活動の低下や耕作放棄地の増加などにより分布域の拡大が見られます。また、下層植生の食害や踏みつけによる土壌の流出など、森林の有する多面的機能への影響が懸念されており、効果的な対策が必要です。

(具体的施策)

- 野生鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や 捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・ 防除体制の整備などを促進します。(農林水産省) [再掲(2章1節2.3)]
- 関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省) [再掲(2章1節2.3)]
- 1. 6 担い手の確保・育成、都市と山村の交流・定住の促進

(現状と課題)

全国の山村面積(「山村振興法」に基づき指定されている「振興山村」の区域)は国土面積の5割を占め、その9割が森林に覆われています。山村では、林業をはじめとした一次産業が主要な産業となっており、それらの生産活動が地域の活力の維持に貢献するとともに、地域住民による薪炭材の利用などを通じ、森林の管理が日常的に行われてきました。

しかし、高度経済成長期以降の人口の減少は著しく、昭和40 年から平成17 年の間に、全国では人口が3割増加したのに対し、山村では4割減少し、平成12 年では全人口に占める割合は約3.6%となっています。また不在村者の保有する森林面積が私有林面積の4分の1を占める(2005 年農林業センサス)など、過疎化・高齢化とともに、森林所有者の不在村化が進行しています。

加えて、林業生産活動の停滞などにより、手入れが不十分な森林が見られ、森林の有する多面的機能の発揮にも影響が出ることが危惧される状況となっています。このため、新規就業者の確保や都市と山村の交流・定住を促進し山村の活性化を推進する必要があります。

(具体的施策)

- 森林の保全·整備に意欲を有する若者を対象に「緑の雇用担い手対策事業」を実施し、新規 就業者の確保・育成に取り組みます。(農林水産省)
- 基幹産業である林業と木材産業の振興、木質バイオマスなどの未利用資源を活用した産業 の育成、山村や林家の貴重な収入源である特用林産物の生産基盤の高度化、特産物の開発な ど森林資源を活かした新たなビジネス(森業・山業)の創出などによる多様な就業機会の確 保を図ります。 (農林水産省)

- 用排水施設などの生活環境施設の整備の推進、都市と山村とが連携して行う意欲的・先導 的な取組の支援、山村活性化に資する人材育成などを実施します。 (農林水産省)
- 山村の魅力を活かした森林体験や教育関係機関との連携による森林環境教育、森林を活用 した健康づくりを促進します。 (農林水産省)

1. 7 施業現場における生物多様性への配慮

(現状と課題)

森林の整備・保全を担う林業事業体などが現場作業を行ううえで、木材生産の観点だけではなく森林に生息・生育する動植物や生態系の保全についても配慮した行動をとることは、森林における生物多様性保全を図るうえで重要な要素です。

このため、森林計画制度において、地域森林計画などにより、貴重な野生動植物の保護に配慮した施業方法の指針などを示しているほか、さらに持続可能な森林経営を民間の第三者機関が評価・認証する森林認証制度については、生物多様性保全が認証取得の重要な要件のひとつとなっており、現場作業においても保護樹帯の設置など野生動植物の保全のための多様な取組が始められています。今後は、このような具体的な取組事例を広く普及し、生物多様性保全に配慮した森林施業を推進することが必要です。

(具体的施策)

- 森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を 図るとともに、森林認証の取得など現場での取組事例を紹介し、森林施業の実施に際しての 生物多様性保全への配慮を推進します。(農林水産省)
- 1.8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

(現状と課題)

近年、森林づくりや環境教育に取り組む企業やNPO などの活動が活発化するとともに、森林を保健・文化・教育活動に利用する国民が増加するなど、森林に対する国民の理解や関心には一定の進展が見られています。地球温暖化防止や生物多様性の保全をはじめとする多面的機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという気運を醸成していくため、広範な国民による自発的な森林づくり活動を促進することが重要です。

(具体的施策)

○ 企業やNPO などによる森林の整備・保全活動を促すため、活動内容の企画・提案、サポート体制の整備、活動の評価手法の開発や評価結果の活用、フィールドや技術などの各種情報 収集・提供など企業などが森林づくりに参加しやすい環境を整備します。 (農林水産省)

- 国有林野においては、企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う「法人の森林」 の設定、自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるためフィールドを提供する 「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的建造物や伝統文化の継承に貢献するための国民参加 による「木の文化を支える森づくり」などを推進します。(農林水産省)
- 全国植樹祭、緑の募金などの国土緑化運動や「みどりの日」(5月4日)、「みどりの月間」(4月15 日~5月14 日)を中心とした上下流の連携による地域の緑化活動の一層の展開を図ります。(農林水産省)
- 自然の中で緑を愛し、守り育てる心と健康で明るい心を持った人間に育てることを目的に 結成された全国各地の「緑の少年団」などの活動を核とした次代を担う子どもたちに対する 森林の重要性の普及啓発を図ります。 (農林水産省)
- 巨樹・古木林や、里山林などの市民に身近な森林・樹木の適切な保全・管理のために必要な技術の開発と普及啓発を推進します。 (農林水産省)
- 1. 9 森林環境教育・森林とのふれあいなどの充実

(現状と課題)

現代社会では、普段の生活の中で森林と関わったり木材の利用などについて体験し、学んだりする機会が少なくなってきています。このことから、森林の中でのさまざまな体験活動などを通じて森林が有する多面的機能や林業及び木材利用の意義などについての理解と関心を深める森林環境教育や森林とのふれあいの機会などを、子どもたちをはじめ国民に広く提供することが重要になっています。

(具体的施策)

- 森林環境教育を推進するために必要な人材の育成や普及啓発などを推進します。 (農林水産省)
- 国有林野においては、学校が行う体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の 設定や、森林管理局・署による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導などを推進します。 (農林水産省)
- 森林の有する多面的機能や森林の現況などに関する情報を、各種メディアを通じて広くPR し、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めます。 (農林水産省)
- 1. 10 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

(現状と課題)

生物多様性などの森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林の適正な整備を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者の負担したコストを回収し、再び森林の整備及び保全に投資されることが重要です。しかしながら、森林整備を進めるにあたり重要な役割を担う林業・木材産業においては、スギ・ヒノキを中心とする利用可能な資源の充実、近年の中国などにおける需要増や為替相場の変動による外材価格の上昇傾向といった木材需要構造が変化している状況にあるものの、総じて国産材の生産、加工及び流通は小規模かつ分散的であり、とりわけ流通は多段階を経る構造が多くを占め、非効率でコストが割高となりやすい傾向にあります。このように、林業・木材産業の構造改革が立ち遅れており、品質・性能の確かな木材製品を大量、安定的かつ低コストで供給するという需要者ニーズに対応しきれていない状況にあります。

(具体的施策)

- 施業の集約化などを通じて、国産材を低コストで生産し、安定的に供給できる体制の整備 を推進します。 (農林水産省)
- 製材・加工体制の大規模化などを推進するとともに、消費者ニーズに対応した製品開発や 供給・販売戦略の強化を推進します。 (農林水産省)
- 企業、生活者などのターゲットに応じた戦略的な普及や木質バイオマスの総合的な利用などを推進します。 (農林水産省)
- 1. 11 保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進

(現状と課題)

国有林野の管理経営については、流域ごとの自然的特性などを勘案しつつ、機能に応じた区分に基づき森林の整備・保全などを推進しています。具体的には、個々の森林の状況に応じて、自然の推移に委ねるものから、間伐の積極的な実施、伐採林齢の長期化、多様な林分のモザイク的な配置、抜き伐りなどによる針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林への誘導まで多様な森林の整備・保全を行っています。また、野生動植物の生息・生育地の創出など地域の特色を活かした森林づくりについて、地域住民や自然保護団体などと協働して取り組むモデルプロジェクトを展開しています。

このようなさまざまな取組により、変化に富んだ森林環境を創出し、国土保全などの機能の 発揮と併せて、多様な野生動植物の生息・生育の場として生物多様性の保全にも貢献するもの となっています。

また、国有林野には、優れた景観を有する森林や、貴重な野生動植物が生息・生育するなど 豊富な森林生態系を維持している森林、渓流などと一体となって良好な環境を形成している森 林なども多くあることから、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地など貴重な森 林の保全・管理を行うため「保護林」(大正4年(1915 年)制度創設)を設定しており、屋 久島、白神山地、知床半島の世界自然遺産なども保護林として位置づけています。平成19 年4 月1 日現在で78 万ha(国有林野の約1割)を保護林に設定しており、設定目的に応じ自然の 推移に委ねた保全などを行っています。

また、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12 年制度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めており、平成19 年4月1日現在で51 万ha を緑の回廊としています。平成18年度には、国有林を中心に民有林とも連携した「東中国山地緑の回廊」(約7千ha)を設定しました。あわせて、国有林野に生息・生育する貴重な野生動植物の保護などの取組を進め、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備などを進めています。このほか、国有林野を適切に保全・管理するため、関係機関やボランティア団体、地元関係者などとも連携を図りながら、巡視や清掃活動、マナーの啓発活動などを行っています。

さらに、木材生産は国民の生活と直接関係する森林の主要な機能のひとつであり、地域における産業振興や循環型社会の構築などに寄与し、地球温暖化防止森林吸収源対策の一環としても木材利用が有効なことから、国有林では、公益的機能の発揮を基本とする管理経営を進めることを基本として、木材など林産物の持続的・計画的な供給に努めています。

特に、戦後に造成され利用期を迎えつつある人工林の間伐などを通じて生産される木材を中心に供給を行っています。また、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活かし、文化財の修復のための資材や伝統工芸品の原料など、民有林から供給が期待しにくい木材について、わが国の「木の文化」の継承のためにも計画的な供給を行っています。

あわせて、国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用や、庁舎や 内装の木造化・木質化を推進しています。

一方、NPO などが直接森林づくりに関わる活動が活発化するとともに、CSR(企業の社会的 責任)の一環として森林の整備・保全活動に取り組む企業も見られるようになっています。ま た、森林の中でさまざまな体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林や林業、木材との関係 について学ぶ「森林環境教育」の重要性が高まっています。

国有林野は優れた自然環境を有する森林から人工林まで多様な森林で構成され、森林とのふれあいを求める国民のさまざまなニーズに対応することが可能であり、国民参加の森林づくり活動や森林環境教育のフィールドを提供するとともに、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツなどに適した森林を「レクリエーションの森」として設定しています。また、全国に11 か所ある「森林環境保全ふれあいセンター」を核として市民団体の活動を支援するなど多様な取組を行っています。

今後とも、国有林野の管理経営にあたっては、「国民の森林」として生物多様性保全も含め 国有林野に期待される役割を充分に果たせるよう、針広混交林化など多様で健全な森林の整 備・保全を行うとともに、保護林や緑の回廊の設定の推進及びモニタリング調査を通じた適切 な保全・管理並びに地元関係者とも連携した巡視活動の実施などを推進することが必要です。 あわせて、持続的・計画的な木材など林産物の供給や木材利用の推進に努めるとともに、森林 に対する国民の理解を深め、森林を身近なものとして感じてもらえるよう、森林とのふれあい の場などの提供を図っていくことも重要です。

(具体的施策)

[国有林野の適切な森林の整備・保全の推進]

○ 多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効率的な間伐の推進を図るほか、針葉樹

人工林において天然力を活用した広葉樹の導入を進めるための抜き伐りを行い針広混交林 へ誘導するなど、多様な森林の整備を推進します。(農林水産省)

- 国有林野は国土保全、水源かん養などを図るうえで重要な位置にあり、国有林野面積の約 9割にあたる669万ha(平成18 年度末)が保安林に指定されており、指定目的の達成のため これらの適切な保全管理を行います。(農林水産省)
- 「森林整備保全事業計画」に基づき、国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全などの 森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低 下した森林の整備などを治山事業により推進します。(農林水産省)
- 地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と 持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷プロジェクト」や、日本最大級の原生的な照葉樹 林を厳正に保護するとともに、照葉樹林を分断するように存在する二次林や人工林をもとの 照葉樹林に復元する「綾の照葉樹林プロジェクト」など地域の自然環境保全のため地域住民 や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。(農林水産省)
- 京都東山の世界文化遺産の背景林であるアカマツ林や九州で薪炭林として整備されていた 広葉樹林など里山林の整備・保全を推進します。 (農林水産省)

[国有林野の維持及び保全]

○ 国有林野には原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林が多く残されており、このような特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動植物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。また、設定後の保護林の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。

さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、 その特性に応じて、植生の回復やシカなどによる食害を防ぐための保護柵の設置などを実施 します。(農林水産省)

○ 保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。緑の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を行うとともに、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回廊としての森林の広がりを確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼し設定するよう努めます。(農林水産省)

○ 貴重な野生動植物の保護などを進めるため、特に保護を重視すべき野生動植物については、 生息・生育状況の把握のための巡視、生息・生育環境の維持、整備に必要な森林などの保護 管理手法の調査や具体的な森林の取扱方針の設定、また生息・生育環境の維持・整備などを 進めます。

例えば、長野県南信地域において、八ヶ岳と南アルプスの限られた地域だけに生育する絶滅危惧種ヒメバラモミを保護するため、接ぎ穂を採取し、苗木の育成に取り組むなどの保護・保全活動を関係機関と連携して実施します。

また、北海道において、学識経験者などからなる検討会を開催し「クマゲラ生息森林のための取扱方針」を定めており、これに基づく森林の整備・保全を進めます。(農林水産省)

- 森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止を図るとともに、森林の利用者の指導などを行うため、日常の森林巡視のほか、鳥獣保護区域内の狩猟などの違法行為あるいは高山植物の盗掘の防止など、貴重な動植物の保護を目的としたパトロールを実施します。(農林水産省)
- 世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国 有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)が、人為 による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果 的できめ細やかな保全管理を行います。 (農林水産省)

[国有林野の林産物の計画的・持続的な供給と利用の推進]

- 木材などの林産物については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めることを 基本として、自然環境の保全などに十分な配慮を行いながら、木材など林産物の持続的・計 画的な供給に努めます。(農林水産省)
- 国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用や、庁舎や内装の木造化・木質化を推進するとともに、併せて合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の使用を推進します。 (農林水産省)

[国有林野における森林とのふれあいの場などの提供]

- 自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるため、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を推進します。 (農林水産省)
- 分収林制度を利用して、企業が社会に貢献するとともに社員教育や顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定を推進します。 (農林水産省)
- 歴史的に重要な木造建造物や、伝統工芸などの次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、 国民の参加による「木の文化を支える森づくり」を推進します。 (農林水産省)
- 学校と森林管理署とが協定を結び、さまざまな自然体験や自然学習を進めていただく「遊々の森」の設定を推進します。 (農林水産省)

- 〇 「レクリエーションの森」については、これからも利用者ニーズに即した魅力あるフィー ルドとして活用いただくために、リフレッシュ対策を進めていきます。 (農林水産省)
- 「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動 や、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。(農林 水産省)

1. 12 森林資源のモニタリングの推進

(現状と課題)

持続可能な森林経営の「基準・指標」に係るデータなどを収集し、生物多様性を含む森林の 状態とその変化の動向を継続的に把握することを目的に、全国の森林に4km 間隔で設けたおよ そ15,700 点の定点観測プロットを5年間で一巡する「森林資源モニタリング調査」を平成11 年度より実施しています。今後は引き続き森林資源モニタリング調査を実施することに加え、 平成20 年度に完了する二巡目調査の結果を評価・分析し、地域森林計画などの樹立に反映さ せていくことが求められています。

(具体的施策)

- 全国約15,700 点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫獣害などに係る調査を継続的に実施します。(農林水産省)「再掲(2章5節2.7)]
- 二巡目までの結果などに基づき、モントリオール・プロセスの「基準・指標」に対応した「2009 年第2回国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省) [再掲(2章5節2.7)]
- 森林資源モニタリング調査結果や衛星画像などを用いた森林の動態解析手法を開発します。 (農林水産省)
- 森林空間データや森林資源モニタリング調査結果などを森林GIS 上で統合的に扱うなど、 森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省) [再掲(2章5節2. 7)]
- 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000 など、他の全国レベルの調査と情報の相互利用を図ることについても検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省) [再掲(2 章5節2.7)]

1. 13 世界の持続可能な森林経営の推進

(現状と課題)

世界の森林は農地などへの転用、違法伐採、森林火災、過放牧などにより、地球上の生物種の多数が生息する熱帯林を中心に急速に減少・劣化しており、2000 年から2005 年までに約1,290 万ha(造林などによる増加を差し引くと日本国土の5分の1に相当する約730 万ha)の森林が毎年減少しています。このような大規模な森林の減少・劣化は、地球規模の生物多様性の危機を引き起こす大きな要因のひとつであることから、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進、国際対話への積極的な参画・貢献が必要です。

(具体的施策)

- すべての森林の持続可能な経営の推進を目的として設立された国連森林フォーラム (UNFF) などの国際対話に積極的に参画します。 (外務省、農林水産省、環境省)
- 森林の減少・劣化の主要な要因のひとつとなっている違法伐採問題については、G8を初めとする国際的な議論の場で重要性を主張し、国際的な取組を喚起します。(外務省、農林水産省、環境省)
- 途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際 機関を通じた多国間の支援を推進します。(外務省、環境省、農林水産省)
- 〇 モントリオール・プロセスについては、発足以来カナダが事務局を務めてきましたが、2007年(平成19年)1月からわが国が事務局を務めることとなり、わが国は事務局として世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮して、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的取組を推進します。 (農林水産省) [再掲(2章4節3.4)]
- 熱帯林などの適正な保全と利用、緑の再生など開発途上国などの持続可能な森林経営の取組に対し、林木育種に関する技術協力に取り組みます。 (農林水産省)

農林水産省生物多様性戦略(平成19年7月6日策定)(抜粋)

Ⅲ. 農林水産業における生物多様性保全に関する基本的な方針

農林水産業は、自然界における多様な生物がかかわる循環機能を利用し、動植物等を育みながら営まれており、生物多様性に立脚した産業である。

このことから持続可能な農林水産業の展開によって自然と人間がかかわり、創り出している生物多様性が豊かな農山漁村を維持・発展させ、未来の子どもたちに確かな日本を残すためにも、生物多様性を保全していくことが不可欠である。

また、優れた自然環境を有する森林は、その保全・管理を通じて多様性に寄与している。 そのために、次の基本的な方針に沿って、農林水産業における生物多様性保全を推進す ることとする。

(1) 生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進

安全な食料の安定供給を求める国民・消費者の期待に応えるためには、生物多様性保 全の視点を取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興とそれを 支える農山漁村の活性化が必要である。

そのため、農林水産関連施策において、生物多様性保全をより重視した視点を取り入れ、生物の生息生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図ることとする。

(2) 国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進

都市化・工業化に伴って自然との関係が希薄化している中で、大人から子どもまで国 民各層から、様々な動植物や豊かな自然とのふれあいが求められている。様々な動植物 や豊かな自然とのふれあいの場である里地里山などは、農林水産業の活動と深く関わっ て成立しており、生物多様性に対する農林水産業の役割について、国民各層に理解を得 ることが重要である。

そのため、農山漁村における農林漁業体験や自然とのふれあい、食育などを通じて、 農林水産業と生物多様性への理解を深めるための取組を推進することとする。

(3) 多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進

コウノトリなど希少な生きものの農村での復活に向けた地域ぐるみでの有機農業の 実践、農地整備の際にため池をビオトープとして保全する取組など生物多様性を保全す る観点から地域の農業生産のあり方を見直す活動が行われている。

また、農業者や自治会、NPO等が参画する地域共同活動により、農地・農業用水等の保全に加え、水田魚道や渡り鳥への餌場の提供といった生態系保全活動などを実施する取組や鳥獣被害を軽減するために里地里山を整備する取組、企業等による社会貢献活動の一環としての森林づくり、さらに漁業者やNPO等による漁場保全のための植林や藻

場・干潟の維持管理活動など、各地域での様々な生物多様性保全の取組が、農林水産業 や農山漁村の活性化に繋がっている。

このように、多岐にわたる生物多様性保全に向けた取組は、農林漁業者による生産活動の営みに加え、多様な主体が生物多様性保全の担い手として参加し、連携して取り組むことが効果的である。

そのため、農林漁業者や地域住民、NPO、民間企業、地方公共団体など、多様な主体による取組を後押しする観点に立って、地域の創意工夫と地域で培われてきた知識や技術を活かしながら行われている生物多様性保全の活動を再評価、応援するなど幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進することとする。

(4)農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献

地球レベルでの生物多様性については、生物多様性条約第6回締約国会議(2002年)においいて、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」との目標が掲げられているものの、現在のところ、生物多様性条約事務局の報告では、生物多様性の状況は依然悪化しているとされている。

世界的にみると農地の拡大や違法伐採、砂漠化などによる森林の減少、藻場・干潟の減少などが要因となり生物多様性が悪化している状況にあるほか、地球温暖化による生態系への影響も懸念されている。

そのため、農林水産物の輸入は、他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、 地球レベルでの生物多様性保全に貢献するためにも、我が国の農林水産業の振興や森林 の保全・管理などを通じた生物多様性保全に積極的に取り組むことにより、他国の生物 多様性への影響を少なくするとともに、砂漠化や地球温暖化の防止など農林水産分野に おける生物多様性保全に貢献する国際協力に取り組むこととする。

Ⅳ. 地域別の生物多様性保全の取組

1-(3) 鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進

里地里山には、多くの野生動物が生活を営んでおり、生態系の中でそれぞれ重要な役割をもっている。また、人間生活と密接にかかわり、必要な資源として利用されてきたほか、人々が野生動物観察などを通じて生きものとふれあうことも行われてきた。

一方、昔から、農民が収穫物を守るために築いた猪土手や猪垣が象徴しているように、 イノシシ等による農業被害が生じていた。

近年、里地里山における人間活動の低下や耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、少雪化傾向による生息適地の拡大などに伴い、イノシシ、シカ、サルなどの獣類による農作物被害が深刻になってきている。

また、アライグマなどの外来生物は農林水産物被害を与えるだけでなく、里地里山の 生態系を脅かす存在になっている。 野生動物は、基本的に臆病で人をおそれる生きものであり、農地に接する藪などを隠れ場所として農地に侵入することから、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であり、 鳥獣被害を防止するには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組む必要がある。

そのため、農地に隣接した藪の刈払いなど里地里山の整備・保全の推進、生息環境にも配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林整備・保全活動を推進するほか、捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、防護柵の設置、耕作放棄地の解消など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化を図る。

2. 森林の保全

我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国である。また、その森林は、戦 後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、屋久島や白神山地、知床のよう な世界遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生動植物 が生息生育する場となるなど、生物多様性保全において重要な要素となっている。

また、現在の森林資源は、戦後築きあげてきた人工林を中心に利用可能な段階に入りつつある。国際的に木材需要が増大する中、国産材の利用拡大を通じ間伐等の森林整備・保全を進めることで、国内の森林・林業・木材産業の再生を図る必要がある。

なお、森林の育成には数十年という長期間を要するが、その成長過程で草本、中低木から高木までを含む多様な環境が形成され、これにあわせて森林内の野生動植物の生息生育環境とともに生物の多様性も変化し、特に人工林においては、成長段階に応じて間伐等森林の整備を適切に行っていくとともに、伐採、更新を通じて多様な林齢の森林を造成することにより、健全な森林の育成とともに生物多様性保全が図られる。

他方で、人と環境に優しい木材を多段階にわたり有効利用することは、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化の資するものであり、その利用を一層推進していくとともに、都市住民も含め幅広く国民が、それぞれの状況に応じて森林づくりに関わっていくことにより、森林・林業・木材利用への理解を深めていく必要がある。

さらに、原生的な天然林について、自然環境の保全等森林に対する国民の期待が一層高まる中、適切な保全・管理を図ることが重要である。

このように、生物多様性の重要な構成要素である森林の整備・保全に向けた施策を総合的に展開し、生物多様性保全を含め森林の有する多様な機能の発揮を図っていくこととしており、現在、間伐の実施や、多様な森林づくりを推進するため、森林の整備・保全、国産材の利用、担い手・地域づくりなどの取組を幅広い国民の理解と協力のもと、官民一体となって総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を展開している。

併せて、国内の木材供給の8割を輸入に頼っている我が国においては、林産物の輸入は 他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、国産材利用推進を軸に国内林業等の 活性化を推進して国内森林資源を有効に活用するとともに、海外における森林の保全や持 続可能な森林経営の支援を通じて、地球規模での森林における生物多様性保全に貢献する。

(1) 多様な森林づくりの推進

人工林の間伐等の施業が十分に実施されないことや、伐採後の再植栽が行われない 状況も一部に見られ、生物多様性保全等森林の有する多面的機能の発揮への影響が懸 念されることから、100年先を見据えた多様で健全な森林の整備が必要である。

そのため、間伐の実施はもとより、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等による 多様な森林づくりを推進する。

(2) 森林の適切な保全・管理の推進

生物多様性保全を含めた森林の有する公益的機能の発揮を図るためには、森林の適切な保全・管理を行うことが必要である。

そのため、森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定し、立木の伐採や転用を規制するとともに、荒廃地等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進する。

(3) 野生鳥獣による森林被害対策の推進

シカ等の野生鳥獣による森林被害については、近年、下層植生の食害や踏みつけに よる土壌の流出など、森林の有する多面的機能への影響が懸念されており、効果的な 対策が必要である。

そのため、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣による被害や生息の状況を踏まえた広域的かつ効果的な森林被害対策を推進する。また、地域の実情を踏まえた野生鳥獣の生息環境となる広葉樹林や針広混交林の造成を図るなど野生鳥獣との共生にも配慮した対策を適切に推進する。

(4) 担い手の確保・育成と山村地域の資源活用を通じた都市と山村との交流・定住の促進 我が国の山村は過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然とし て低位であることから、森林の適切な整備・保全や生物多様性の保全を行うためには、 その担い手である山村地域の活力を維持することが必要である。

そのため、「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保を図るほか、山村地域の有する生物多様性が豊かな自然や文化、景観等の資源を勝つようした魅力ある地域づくりなどを通じて、都市と山村の交流・定住を促進し、山村の活性化を推進する。

(5) 施業現場における生物多様性への配慮

森林の整備・保全の現場を担う林業事業体が作業を行う中で木材生産の観点だけで はなく、生物多様性保全についても配慮した行動をとることは、森林における生物多 様性保全を図る上で重要な要素となる。このため、森林計画制度において、地域森林 計画等により、貴重な野生動植物の保護に配慮した施業方法の指針などを示している ほか、さらに持続可能な森林経営を民間の第三者機関が評価・認証する森林認証につ いては、生物多様性保全が認証取得の重要な要件の一つとなっており、現場作業にお いても保護樹帯の設置など野生動植物の保全のための多様な取組が始められている。

引き続き森林計画制度の適切な運用を図るとともに、こうした参考となる具体的な 取組事例を紹介することにより、林業の現場における生物多様性保全への配慮を一層 推進する。

(6) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

近年、森林づくりや環境教育に取り組む企業やNPO等の活動が活発化するとともに、森林を保健・文化・教育活動に利用する国民が増加していることから、森林に対する国民のニーズに応えていく必要がある。

そのため、国民参加の森林づくりや森林の多様な利用を推進するにあたり、企業や NPO等が森林づくりに参加しやすい環境を整備するとともに、国有林野においては 企業等の森林づくり活動のためのフィールドの提供等を行うことにより、企業やNP O等が行う森林の整備・保全活動等を推進する。

(7) 森林環境教育・森林とのふれあいの充実

生物多様性保全をはじめとして森林が有する多面的機能や、林業及び木材利用の意義等に対する理解と関心を深めるためには、森林環境教育や森林とのふれあいの機会を子どもたちをはじめとする国民に広く提供することが必要である。

そのため、教育・環境等の分野との連携による普及啓発活動、企画・調整力を揺する人材育成、国有林野における体験活動等を実施するためのフィールドの提供等を推進する。

(8) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

生物多様性保全などの森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林の適正な整備を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者が負担したコストを回収できることが重要である。

そのため、素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供 給体制の整備を中心とする構造改革を進め、国産材の利用拡大を基軸とした林業・木 材産業の発展を図ることにより、我が国の森林の健全な育成を進める。

(9)「保護林」や「緑の回廊」をはじめとする国有林野の保全・管理の推進

我が国の森林面積の約3割、国土面積全体に対してその約2割を占める国有林野については、自然環境の保全等の森林に対する国民の期待が一層高まる中、多様な森林へ誘導を行うなど適切な森林の整備・保全を実施し、生物多様性保全をはじめとする公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を進めることを基本としている。

また、奥地脊梁山地に広く所在している国有林野には、優れた景観を有する森林や、 貴重な野生動植物が生息生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林、渓流等 と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、生物多様性保全の観点からも、 このような森林の保全・管理を推進する必要がある。

そのため、間伐の実施や長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化等を推進するとともに、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等ともに連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種のほごや外来種の侵入防止等に努めるとともに、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息生育地等特別な保全管理が必要な森林を、保護林として積極的に指定し、その拡充も図りつつ、モニタリングの実施等により適切な保全管理を推進する。

さらに、野生生物の生息生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、隣接する民有林にも協力を要請しながら、保護林相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。

(10) 森林資源のモニタリングの推進

近年の地球規模での環境問題への関心の高まりから、「持続可能な森林経営」の推進が需要な課題と認識されるようになり、国際的なプロセスにおいて合意された「持続可能な森林経営」の「基準・指標」を用いて世界各国が時刻の森林の状況をモニターし評価する取組が開始されている。我が国においても持続可能な森林経営の推進を図っていくため、生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握・評価するとともに、これを地域森林計画等の樹立に反映させていくことが求められる。

このようなことから、我が国が実施する森林資源調査において、非商業樹種や生物 多様性に関するデータについても十分に把握する必要があり、木材生産のみならず、 生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・ 指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを 推進する。

(11)世界の持続可能な森林経営の推進

世界の森林は農地などへの転用、違法伐採、森林火災、過放牧などにより、地球上

の生物種の多数が生息する熱帯林を中心に急速に減少・劣化しており、2000年から2005年までに約1,290万ha(造林等による増加を差し引くと日本国土の5分の1に相当する役730万ha)の森林が毎年減少している。このような大規模な森林の減少・劣化は、地球規模の生物多様性の危機を引き起こす大きな要因の一つであることから、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話への積極的な参画・貢献が必要である。

そのため、国連森林フォーラム(UNFF)などへの貢献、モントリオール・プロセスを通じた基準・指標への取組、途上国における森林保全・造成に関する二国間伐採への対策に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援などを通じ、国際的に環境保全や持続可能な森林経営の推進に取り組むことにより、地球規模での生物多様性保全に寄与する。

バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月31日閣議決定)(抜粋)

1 背景

(1) なぜ、今、「バイオマス・ニッポン」か

① 地球温暖化防止に向けて

地球温暖化問題は、次世代に豊かな資源と美しい環境に囲まれた地球を残していくため、人類が早急に取り組まなければならない最も重要な環境問題の一つである。

2005年2月に京都議定書が発効し、我が国においては、基準年(原則1990年)の温室効果ガスの排出量に比べ6%の温室効果ガスの削減を、2008年から2012年までの第1約束期間に達成する義務が課されているところであり(2003年の排出量は基準年比8.3%の増加となっており、削減約束との差は14.3%と広がっている。)、この義務の履行を確実に達成するため、2005年4月に「京都議定書目標達成計画」が策定された。

この中で、温室効果ガス排出削減対策として、バイオマスタウン構築によるバイオマス利用の推進やバイオマスエネルギーなどの新エネルギー導入の促進を、また、森林経営による獲得吸収量の上限値(対基準年総排出量比3.9%)を確保するため森林吸収源対策を進め、さらに京都メカニズムの推進・活用を図ることとされている。(略)

② 循環型社会の形成に向けて

これまでの有限な資源から商品を大量に生産し、これを大量に消費、廃棄する一方通行の社会システムを改め、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会へ移行していくことが強く求められており、このような循環型社会形成推進基本法に掲げられた理念を具体化していくことが必要となっている。この循環型社会の形成に向けて、自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能な資源であるバイオマスは重要な役割を担うものであり、その総合的な利活用を通じ、循環型社会への移行を加速化していくことが必要となっている。

④ 農林漁業、農山漁村の活性化に向けて

我が国は化石資源は乏しいものの、アジアモンスーン地帯に属し温暖・多雨な気候条件のおかげで、自然の恵みによりもたらされるバイオマスが豊富であり、その多くは農山漁村に存在している。また、家畜排せつ物、稲わら、林地残材等農林漁業から発生するバイオマスを有効活用することにより、農林漁業の自然循環機能を維持増進し、その持続的な発展を図ることが可能となる。さらに、バイオマスの利活用は、農林漁業にこれまでの食料や木材の供給の役割に加えて、エネルギーや工業製品の供給という可能性を与えるとともに、都市と農山漁村の共生と対流を促進することにより、その新たな発展のひとつの鍵となり得るものであり、日本全体の活性化へつなげていくことが期待される。

また、間伐等の手入れが不足した森林が見られる中、健全で活力ある森林の育成を通じて産 出される地域材の利用は、地球温暖化の防止のみならず国土の保全、水源のかん養など森林の 有する多面的機能を維持増進することにつながり、コストのみでは判断できない価値が存在す るものであるということについて国民の理解が一層必要となっている。

1-(3) 我が国のバイオマス利活用の現状

① バイオマス利活用の状況

(前略) 木質系廃材・未利用材については、製材工場等残材(年間発生量約500万トン) はほぼエネルギーや肥料として再生利用されているが、間伐材・被害木を含む林地残材(年間発

生量約370万トン)については、わずかに紙製品等の原材料として利用がある程度で、ほとんど利用されていない。(後略)

②バイオマス利活用技術の現状

(i) エネルギー利活用

木くず焚きボイラーやペレットストーブ等による直接燃焼、炭化などは従来から広く利用 されてきている技術である。(後略)

(ii) 製品利活用

(前略) 木質系廃材・未利用材については、量的に多いことから従来より様々な技術開発が行われてきており、木質系廃材を粉砕してから再構成する再生木質ボードや木材ープラスチック複合素材は既に広く利用されている。さらに、リグニンと古紙との複合による木質プラスチックの製造技術が実証レベルにあり、グラファイトを始めとする木質系素材の製造技術の開発についても精力的に取り組まれているところである。(後略)

2 バイオマス・ニッポン総合戦略の目指すもの

(1)「バイオマス・ニッポン」の姿(2030年を見据えて)

(前略)間伐材を含む林地残材等は、その利活用が、健全で活力ある森林の育成につながり、 地球温暖化の防止や国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能の維持増進に資する ことについての国民の理解が深まるとともに、生産・流通・加工の大幅なコストダウンによって、 製品やエネルギーとしての利活用が進む。(後略)

(2)「バイオマス・ニッポン」の進展のシナリオ

(未利用バイオマス)

2010年頃を見通せば、現時点では、収集コストの面から農地に放置される等未利用である農作物非食用部、林地残材といった未利用バイオマスが、生産・排出者側の努力も含めた効率的な収集システムの確立、川上から川下までの一貫した林業コスト全般の縮減を図るシステムの導入等による生産・流通・加工のコストダウン、製品・エネルギー利用の拡大を目指した取組の強化や電力需要の創出、さらには新たな技術を活用したビジネスモデルの導入等により、その利活用が進むことが期待される。(後略)

3 「バイオマス・ニッポン」実現に向けた基本的戦略

- (1) バイオマス利活用推進に向けた全般的事項に関する戦略
 - ① 国民的理解の醸成

「バイオマス・ニッポン」の円滑な実現には、バイオマスを総合的に利活用するシステムを構築することが前提であり、バイオマスの利活用に関わるすべての人々の理解と協力が必要である。このためには、バイオマスの利活用が二酸化炭素排出削減対策や吸収源対策として地球温暖化を防止する効果があること等について、わかりやすく説明していくことにより、「バイオマス・ニッポン」の構築が、今後の国民一人一人の生活に深く結びついていることや、国民の一人一人がそのために何ができるのかといったことについてわかりやすく説明・周知することが必要である。この際、循環型社会の形成など他の環境に関係する活動と有機的に連携し、普及啓発を効果的に図っていくことが適当である。特に、廃棄物系バイオマスについては、資源として利活用可能なものであるという発想の転換が求められており、単に捨てるのではなく、

エネルギー源や製品の原料として適正に循環利用すべきであることや、未利用バイオマスである間伐材を含む林地残材等の利活用が、健全な森林整備を進め、森林の荒廃を防止し、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能の維持増進につながるものであることについての国民各層の理解が重要である。(後略)

③ バイオマスタウンの構築の推進

(前略) 市町村や民間事業者が事業を開始するに当たって、バイオマスタウン構想の実現モデルが存在しないことが事業化を躊躇させる原因の一つとなっている。このため、例えば、現在利用がほとんどされていない林地残材について、川上から川下までの一貫した林業コスト全般の縮減を図るシステ

ム等とも連携した新たなビジネスモデルを構築する等、全国の取組のモデルとなるべき事例を 構築していくことが重要である。(後略)

(2) バイオマスの生産、収集・輸送に関する戦略

(1) 経済性の向上

「広く、薄く」存在しているバイオマスをいかに効率よく収集・輸送するかということは、 バイオマス利活用にとっての大きな課題である。

従って、収集・輸送に係るコストの削減を図ることが、バイオマス利活用を推進するために 重要である。

このためには、下水汚泥等既に集積されて存在するバイオマスを有効利用したり、様々なバイオマス資源の複合的活用を図るほか、農林水産物集荷流通システムなど既存システムの有効活用や、動脈物流と静脈物流の組み合わせ等による効率的な収集・輸送システムを構築することが必要である。

また、バイオマスの生産、収集・輸送を円滑に行うには、関係者が利活用のための資源として使いやすい形・性状で提供することが必要であり(中略)、森林整備に伴い発生する林地残材等については木材生産システムとも連携した効率的な生産・搬出・流通システムの構築を行うなど、バイオマスの特性に応じた効率的な収集・輸送システムの構築が必要である。(後略)

(3) バイオマスの変換に関する戦略

② 革新的な変換技術の開発、他分野技術との連携

エネルギーへの変換については、従来より直接燃焼を中心にして相当量が利用されてきたが、 今後は、エネルギー変換効率の高い革新的な変換技術の開発(特に、資源は豊富に存在するが 利用の進んでいない林地残材等の利用を念頭においた技術開発)、他の新エネルギー等と連携 した小規模のエネルギー設備の配置による小規模な地域エネルギー供給網の開発による経済 性の向上と利用者から見た利便性の向上が重要である。(後略)

(4) バイオマスの変換後の利用に関する戦略

① 利用需要の創出、拡大

(前略) また、木質バイオマスを原料としたエネルギーや製品の利用を進めることが地球温暖化の防止のみならず国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能を維持増進することにつながり、コストのみでは判断できない価値が存在するものであるということについて国民の理解が一層必要である。

国土形成計画(全国計画)(案)(H20.2.13 国土審議会答申)(抜粋)

第1章 時代の潮流と国土計画上の課題

- 第3節 国土を巡る状況
- (3) 人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性

(前略)長期的には地球温暖化による海水面の上昇や大雨の頻度増加等の可能性が指摘されている中、温暖化対策の国際的な枠組みづくりへ我が国として貢献するとともに、国内においても、防災対策、省CO2型の地域構造や交通システムの形成、森林の整備・保全、健全な生態系の維持・形成、循環型社会の構築等、地球規模の環境問題に対しての様々な対応が求められている。(後略)

第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標

- 第2節 持続可能な地域の形成
 - (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開

農山漁村は、農林水産業の生産の場であると同時に地域住民の生活の場であり、観光客が訪れる場でもあるなど、様々な側面を有する空間である。生産活動や土地利用の状況、住民の生活様式等があいまって、その魅力を創出しており、自然環境と生産基盤、生活環境の調和を図ることが必要である。このため、自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的、総合的な整備や、美しい景観を維持・回復する取組を推進するなど、美しく暮らしやすい農山漁村を形成するとともに、食料や木材の安定供給、豊かな自然環境の提供など、都市との相互の機能分担・連携を図っていく。(中略)

農林水産業においては、世界的な人口増加、アジア諸国の経済発展、エネルギーをめぐる情勢の変化にともなうバイオ燃料の消費拡大、気候変動等、世界の食料や木材の需給に関する不確定要件が顕在化している状況を踏まえ、我が国の食料供給力を高めるとともに、森林の適正な整備を通じた木材の供給の確保に取り組む必要がある。(中略)

林業・木材産業については、木材をめぐる世界市場の動きが変化する中、国内 の森林資源の充実や木材利用等に関連する技術開発の進展などの機会をとらえ、 林業と木材産業を一体的に再生することにより、その競争力を高め、林業を通 じた森林管理のサイクルが機能し、木材の安定した供給が行われる体制を構築 する。

第4節 美しい国土の管理と継承

我が国では、国土面積の約7割を占める森林を始めとして、南北に長い日本 列島の上に豊かで多様な自然が育まれてきた。また、中山間地域や離島に至る まで農林水産業などの生産活動が営まれることにより、山紫水明とうたわれる美しい景観が保全され、また、地域特性を反映した豊かな文化や伝統が培われてきた。しかしながら、経済成長の過程で生じた景観や土地利用の混乱、さらには適切に管理されない森林や耕作放棄地の増大などの課題も生じている。成熟社会を迎えていく我が国においては、美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種の資源を適切に管理し、回復していくことが強く求められる。このため、農山漁村から都市までそれぞれの地域における取組を進めるとともに、地域間や多様な主体間での連携を図り、美しい国土の管理と継承に向けた重層的な取組を進める必要がある。

また、京都議定書の第 1 約束期間が2008年に始まるなど地球温暖化の防止に向けた取組が急がれる状況の中、これを契機とした国民各層の環境保全に対する関心の高まりをとらえ、循環と共生を重視した国土管理を進める。

(1) 循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成

(国土資源の適切な管理)

農山村の過疎化や高齢化、産業構造の変化等により適切に管理されない森林 や耕作放棄地の増大等、国土の管理水準の低下が懸念されている。また東アジ アの成長にともな

う資源・エネルギー需給環境の変化により、食料資源等の安定的な確保に影響が及ぶおそれがある。このため、森林や農用地の適切な管理を促進し、これを 健全な状態で将来へ引き継いでいく。

森林については、着実な間伐の実施や針広混交林化、長伐期化等により、多様で健全な森林の整備を進めるとともに、国土保全上重要な森林や優れた自然環境を有する森林等の保全・管理を、所有者等と協力しつつ、国等においても積極的な役割を果たしながら進める。(後略)

(健全な生態系の維持・形成)

人と自然の共生を確保していくためには、原生的な自然地域等の重要地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等を有機的につなぐ生態系のネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)を形成し、これを通じた自然の保全・再生を図る。特に、生活様式の変化及び産業構造の転換等によって管理水準が低下している里地里山の適正な保全・管理を図る(後略)

(4) 魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営

(前略)間伐など手入れが十分に行われない森林や耕作放棄地の増加、都市内の低未利用地の増加等により、美しい国土が継承されないおそれも生じている。このため、地域の歴史・伝統・文化の継承や国土基盤の質の向上、歴史に培われた都

市の保全・整備、農地・森林の適切な整備・保全、自然環境の保全・再生等を通じて、人の営みと自然の営みが調和した多様で良好なランドスケープの形成を図るとともに、我が国が持つ魅力の創造・継承・改良や、国土の適切な管理を進め、魅力あふれる美しい国土の形成を図る。

第4章 交通・情報通信体系に関する基本的な施策

第1節 総合的な国際交通・情報通信体系の構築

(国土基盤投資に対する国の戦略)

国は、国際的な交通ゲートウェイや国土の骨格を成す国土幹線交通・情報通信基盤、全国的な危機管理ネットワーク、大規模災害に対する防災基盤の形成、国土保全対策上重要な森林の整備・保全、海上交通の安全・安定確保、国家の成長の源となるイノベーションやそれを支える人材育成、グローバル化に向けた農林水産業の競争力強化、地球温暖化対策や循環型社会の形成等国家の持続的発展のための戦略的な投資に主眼を置くこととする。(後略)

第2部

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

第3節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成

(1) 快適で安全な暮らしと美しい農山漁村の実現

(前略)また、洪水被害や土砂災害等地域の存在を脅かすような壊滅的な災害が発生していることなども踏まえ、自然災害に対して安全・安心な農山漁村を形成することが必要である。そのため、森林や農用地等の適切な保全管理を図るとともに、災害の予測や的確な情報の伝達といった対策と防災施設等の整備が一体となった治山・治水対策、ため池整備や湛水防除等の農地防災対策、地すべり対策等の農地保全対策、安全で信頼性の高い道路ネットワークの確保に資する道路の防災対策・雪寒対策、漁港における防災対策の強化、自治体の庁舎等の地域の防災拠点や代替性のない避難場所の保全等、災害に強い地域づくりを推進する。

(3) 都市と農山漁村の共生・対流

(前略) また、農林水産業・農山漁村体験の提供の場や機会の確保・充実を通

じて、観光立国の枠組みとも連携しつつ、グリーンツーリズム等の取組を推進する。さらに、都市住民が農山漁村で活動するため、市民農園の開設等の農地の利用や、国民参加の森林(もり)づくり、森林セラピー等森林の多様な利用、遊漁等の海洋性レクリエーションによる海面利用等、農林水産業と調和のとれた資源の利活用を促進する。

第5節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

(3) 山村地域

山村地域は、林野面積比率が高く、交通及び経済的条件等に恵まれないため、 産業開発の程度等が低い状況にあり、人口減少、高齢化の進展等により、管理 の行き届かない森林や耕作放棄地が増加している。一方で、農林産物の安定的 供給、国土・自然環境の保全、国民への憩いの場の提供など安全で豊かな国民 生活の確保に重要な役割を有しており、これらを発揮させるため、山村地域の 振興を促進する。

このような観点から、産業・生活基盤等の面で他の地域に比較して低位にある状況を改善するため、交通基盤の整備、高度情報通信ネットワークの整備、 農林業の生産基盤の整備、国土保全施設の整備、教育・文化施設の整備、医療・ 福祉体制の整備、鳥獣による被害防止等を図る。

また、山村地域は、森林を支える基盤であり、これに由来する我が国固有の 文化の発信源でもあることを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮のため、 森林や林業にかかわる人々が山村に定住し、林業生産活動や日常的な見回り等 の管理活動を行うことが重要である。

第2章 産業に関する基本的な施策

第3節 食料等の安定供給と農林水産業の展開

世界的な人口増加、アジア諸国の経済発展による食料や木材需要の増大、エネルギーをめぐる情勢の変化にともなうバイオ燃料の消費拡大、気候変動等、世界の食料や木材需給に関する不確定要件が顕在化している状況を踏まえ、我が国の食料供給力を高めるとともに、森林の適正な整備を通じた木材の供給の確保に取り組む必要がある。

そのため、資源の保全を図りつつ、農林水産業の担い手への集約等の体質強化や 国際競争力の強化を図ることが重要である。

(3) 林業・木材産業の再生による資源循環・森林管理システムの構築 (林業・木材産業の一体的再生)

木材価格の低迷等による林業の採算性の悪化や不在村化の進行により、森林所

有者の森林整備に関する関心が薄れ、間伐が進まず森林からの土砂流出の危険性が高まったり、伐採後植林が行われないものもみられるなど、林業を通じた良好な森林管理のサイクルへの悪影響が懸念される。一方、東アジアにおける需要の増加や、世界の人口増加等により、世界的な木材の需要量は増加傾向にあり、国内においても木材や輸入製材品の価格の上昇傾向もみられる。さらに、国内の森林の成長により、製材品などに利用可能な森林資源は今後飛躍的に増加することが見込まれており、流通や製材業界の再編や、木材利用技術の進展、消費者の志向の多様化ともあいまって、林業・木材産業をめぐる経営環境は、新たな局面を迎えつつある。

正うした大きな変化を再生に向けた機会ととらえ、林業を通じた良好な森林管理のサイクルが機能するよう、木材等について品質・性能の明確な製品の大量かつ安定的な供給や、製品化の段階まで含めた効率化などにより競争力を高めるとともに、これらが広く利用されることを通じて、林業と木材産業を一体的に再生していく必要がある。このため、森林組合等林業事業体が、間伐等を森林所有者へ働きかけ、とりまとめて実施すること等により林業経営の規模拡大を図るとともに、路網の整備や高性能林業機械の導入など効率的な生産システムの導入を進め、収益性の高い林業生産活動が行われることを促進する。また、加工・流通段階においては、生産現場から製材工場への直送や木材市場の再編等により効率化を進めるとともに、製材・加工の大規模化や消費者ニーズに対応した製品開発を推進することにより、木材産業の競争力の強化を図る。さらに、国産材にこだわりを持つ消費者が満足できる家づくりを推進する観点から、森林所有者から木材産業関係者、住宅生産者など関係者が一体となった、地域材を利用した家づくりの取組を進める。

(適切な木材利用の推進)

生活に使われる素材の中でも、国内の適切に整備・保全された森林から生産された木材は、環境への負荷が小さく、循環型社会の構築や地球温暖化防止等の観点から、その利用を促進していく必要がある。このため、我が国の木の文化や木の良さ、木材利用の意義について、消費者への普及に努めるとともに、国産材を使った魅力的な商品や製品の開発を推進する。また、国産材を使ってみたいと考えている消費者の選択を助けるよう、表示等について検討を進めるとともに、学校、社会福祉施設等地域の公共施設の整備においても、地域の木材の利用に積極的に取り組む。

再生産可能で環境負荷の少ない木質バイオマスの利用は、循環型社会の形成や 地球温暖化防止等を図る上で重要である。このため、地域における未利用資源が 十分に活用されるよう、効率的・安定的な収集システムの構築と、利活用先の確 保等を促進する。また、木質バイオマスに含まれるリグニン等抽出成分、炭や竹 を利用した製品開発を推進する。

地球規模での森林の保全を図るため、政府調達においては合法性等が証明された木材の利用を進めるとともに、地方公共団体や企業、消費者に対し、違法伐採された木材を使用しないことなどについて普及・啓発する。また、東アジア等海外市場を積極的に拡大していくため、情報収集等国産材の輸出環境の整備等を推進する。

第5章 防災に関する基本的な施策

第2節 様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策

(2) 風水害・豪雪・高潮対策

(前略) さらに、森林や農業の多面的機能を十分に発揮させることも、災害に強いしなやかな国土を形成する観点から重要であり、その適切な整備と保全を進めていく。加えて、豪雨等に対する道路の斜面対策等を推進し、道路交通の安全性及び信頼性を高める。(後略)

第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

(前略)しかしながら、記録的な豪雨による浸水被害の多発化、渇水の頻発化、生態系の劣化、水循環系のかく乱や土砂移動の分断、白砂青松等の減少、不在所有者の増加、担い手の高齢化などによる耕作放棄地の増加、森林所有者の意欲の低下などによる森林の手入れ不足など、国土資源の利用と保全をめぐる状況の悪化がみられるところであり、加えて、地球温暖化の進行による影響も懸念される。(中略)

③ 国民との協働による森林づくりを含め、多様な森林の整備・保全を進めることにより、美しい森林を次世代に引き継ぐ。(後略)

第1節 流域圏に着目した国土管理

(1) 健全な水循環系の構築

人々の生活に密接に関係する水循環系は、蒸発散、降水、浸透、流出を繰り 返す自然

系と、上下水道、工業用水道、農業用排水路等の人工系とが有機的に結びついたシステムである。自然系については、近年の降水量の変動の増大に加え、手入れ不足の森林の増加による水源かん養機能の低下、市街地の拡大による土地の貯留・浸透や遊水機能の低下にともなう雨水の河川への流出量の増加などが懸念される。また、人工系については、人口減少や産業構造の変化などにより全体としては水需給が緩和し、失われた自然環境の再生や生活環境改善につながることが期待される一方で、一部流域圏では水需給の逼迫が続くこと及び施設の老朽化や管理の担い手不足にともなう機能低下の問題が懸念される。さ

らに、自然系と人工系を合わせた水循環系全体において、水量の変動や水質の 悪化への対応が求められている。自然系、人工系を統合的に考慮しつつ、これ らに適切に対応し、健全な水循環系を構築していくため、水源かん養と適切な 地下水管理、水資源の効率的利用と良好な水質の確保及び安全でうるおいのあ る水辺の再生を中心に、多様な主体の連携の下、流域圏における施策の総合的 な展開を図る。

(水源かん養と適切な地下水管理)

(前略) 山間部においては、森林の水源かん養機能の維持・向上を図るため、流域全体の視点に立った水源かん養保安林等の計画的な指定並びに保安林における転用規制及び伐採規制の適正な運用など法制度の活用や、間伐の推進、治山施設の整備等により森林を整備・保全する。農村・都市郊外においては、居住地周辺の里山林の整備・保全、都市計画制度の活用や地方公共団体の条例等による緑地の保全、公共施設・民有地の緑化の推進を図る。(後略)

第3節 次世代に引き継ぐ美しい森林

国土の7割を占める森林は、水をはぐくみ、土砂の流出や崩壊などから国民生活を守り、人々にうるおいと安らぎを与え、貴重な野生動植物が生息・生育する場となるなど、我々の生活に必要不可欠な水と緑のふるさとである。また、森林から得られる木材やきのこ類は、経済的な価値を産み出している。さらに、木材の利用は、経済的なメリットだけでなく、循環型の資源の活用という観点からも重要である。

このように、様々な恩恵を与えてくれる森林について、その恩恵を享受しながら 次の世代に美しい森林を引き継いでいくことが必要である。

しかしながら、我が国の森林は、長期的な木材価格の低迷や、不在村化の進展等により森林所有者の管理意欲が減退しており、間伐など必要な施業が行われない森林の増加により、森林の豊かさが失われることが懸念されている。

このため、森林所有者、国等がそれぞれの役割を果たすとともに、以下の施策により、国民との協働による森林づくりを含め、多様で健全な森林の整備・保全を進めることにより、美しい森林を次世代に引き継ぐ。

(1) 多様で健全な森林の整備と国土の保全

今後も森林の持つ多面的機能による恩恵を享受していくことができるよう、 立地条件や社会的ニーズに応じ、針広混交林化や長伐期化等を進め、多様で健 全な森林の整備を推進する。特に、戦後植栽された人工林については、その大 半が間伐を必要とする時期を迎えているものの、十分な手入れが行われておら ず過密化し不健全な生育状況となっているものも多くみられることから、積極 的な整備・保全を推進する。

森林の整備の担い手については、高齢化が進行しているが、自然の中で働ける場として林業に従事しようとする意欲のある者も増えてきていることを踏まえ、若年層を中心とした担い手の確保・育成と技術力の向上を図る。

適切な森林の整備・保全に当たっては、低コストで効率の高い取組を行っていく必要がある。このため、路網の整備や高性能林業機械の導入など効率的な生産システムの導入を一体的に行う。また、多様で健全な森林の整備を効率的かつ効果的に行うための研究・技術開発を推進するとともに、その成果を森林所有者や事業者、国民等へ積極的に普及する。さらに、森林所有者等の自助努力のみで十分な整備が期待し難い場合においては、地方公共団体による森林所有者への施業の働きかけや、公的機関による森林整備等を促進する。

森林の持つ水源のかん養や土砂流出・崩壊の防備等公益的機能は、国民が安全で安心な暮らしを送るため、着実にその機能を発揮させる必要がある。このため、特にこれらの機能を発揮していくことが求められる森林については保安林として、計画的な指定を進めるとともに、適切な管理を推進する。また、治山施設の整備等を推進し、山地災害による被害の最小化に努める。その際、山地災害の発生の危険性が高い地区について的確に把握しつつ、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施ととともに、関係機関との連携を図る。

野生鳥獣による森林の被害を抑制していくため、広域的な対策や野生鳥獣との共存を前提とした対策を推進する。また、松くい虫等病害虫による森林被害を抑制していくため、重点的な防除対策を実施する。

また、国土面積の約2割を占め、我が国の奥地脊梁山脈等に広がる国有林野は、国土の保全、水源のかん養等公益的機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、国による適切な管理経営を推進する。なお、国有林野における原生的な天然生林や貴重な野生動植物の生息・生育地について、保護林の設定を推進するとともに、適切な保全・管理を推進する。

(2) 国民との協働による森林づくり

今後の森林整備に当たっては、社会全体にとっての森林の価値を国民が広く 共有することにより、国民と行政との協働による森林づくりを進めていく必要 がある。このため、森林づくりや環境教育に取り組む意向を持つ個人やNPO、 企業等を対象に、相談窓口の整備や、活動フィールドの紹介等を行い、その活 動を促進するとともに、国有林野においても、積極的に活動フィールドを提供 するものとする。また、直接森林づくりに参加することができない国民でも森 林の整備につながる幅広い活動にかかわることができるよう、「緑の募金」制 度の活用や、地域材利用の促進等を図る。さらに、森林の大切さを伝え、森林の整備に対する国民の理解、森づくり活動への参加のきっかけとなる森林環境教育を推進するとともに、参加者の関心や技術レベルに応じた技術指導や指導者の育成等を推進する。居住地周辺の里山については、地域と都市住民の連携による里山林の再生活動を促進する。加えて、水源の森づくり等の森林整備のための社会的コスト負担のあり方について、経済社会情勢の変化等も踏まえ検討を進める。

第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

第1節 人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築

(1) 地球温暖化防止の推進

(前略) さらに、温室効果ガスの吸収源対策として、森林の整備・保全、都市緑化等を推進する。森林による吸収源対策については、現状程度の水準で森林整備等が推移した場合、確保できる吸収量の目標の達成は困難と見込まれることから、適切な森林の整備・木材利用等を促進する。

第2節 健全な生態系の維持・形成

(1) エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生

人と自然の共生を確保するため、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海等を有機的につなぐエコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)の形成を通じ自然の保全・再生を図ることが重要である。(中略)

中でも、失われた自然を再生する際には、自然の回復力を人が手助けする形で実施す

ることが必要である。生物多様性の保全上重要な役割を果たす自然環境について、関係行政機関の連携と専門家や地域住民、NPO等多様な主体の参画を得て、より一層積極的にその再生を推進する。

なお、エコロジカル・ネットワークを検討する上で、外来生物の侵入防止、 野生鳥獣による農林水産業等への被害など人と鳥獣のあつれき防止等の観点 からも、野生鳥獣の生息環境の保全・管理等について考慮する必要がある。(後 略)

国土利用計画(全国計画)(案)(H20.2.13 国土審議会答申)(抜粋)

1. 国土の利用に関する基本方針

(1) 国土利用の基本方針

ウ(ア) 他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配意して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、今後は全体として市街地の形成圧力が更に弱まると見通されるが、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等にかんがみ、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

イ 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、国民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な国民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により国土資源の適切な管理を図る。また、あわせて二次的自然としての農山漁村における景観、国土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

(3) 利用区分別の国土利用の基本方向

イ 森林については、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、 世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来世代が森林の持つ多面的機能を 享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備 と保全を図る。

また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、 積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林に ついては、地域社会の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用 を図る。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境 の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

オ 農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な 管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更 新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、 自然環境の保全に十分配慮する。

- コ レクリエーション用地については、国民の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進める。その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。
- サ 低未利用地のうち、工場跡地等都市の低未利用地は、再開発用地や防災・自然 再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等として の再利用を図り、農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、 多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することなどにより、農用地 としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて施設用地、 森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。

2. 国土利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(4) 国土の保全と安全性の確保

イ 森林の持つ国土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を 基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理 及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。その際、路網や機 械化等効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに、生産、流通及び加工 段階における条件整備、林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への 国民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための 基礎条件を整備する。

(6) 土地利用の転換の適正化

イ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、 周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の 保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

イ 森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。加えて、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

(9) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発(p. 20)

高齢化や不在村化の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる 土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。